

TOPIC ①

対応必至 金融機関とテレワーク

①テレワークの現状と導入のための手引き

一般社団法人日本テレワーク協会
主席研究員
富樫 美加

はじめに

日本の少子高齢化・経済のグローバル化に対応するため、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を1つのマイルストーンとして、政府などが普及に力を入れてきた日本の働き方改革。テレワークは働き方を柔軟にするツールの1つとして、首都圏の大企業を中心に普及が進んできた。しかし、新型コロナウイルス感染症によって状況は一変した。感染症の収束が見通せない中、テレワークは、ニューノーマルとして地域や企業規模を問わず定着化の様相を見せている。

本稿では、テレワークの現状と今後の働き方の変化に触れ、テレワークの導入のためのステップを整理する。

一 テレワークとは

テレワークとは情報通信技術（ICT）を使い、時間や場所を有効に活用できる働き方のことだ。テレワークは働く場所にと

よって「在宅勤務」、「モバイルワーク」、「サテライトオフィス勤務」に分けることができる（図表1）。なお、リモートワークもテレワークもオフィスを離れたところで働くことを示し、同じ意味をもつ。

サテライトオフィスは、近年は「シェアオフィス」、「コワーキングスペース」等とよばれ、モバイルワークをする人が増えたことを背景に、会議室やカフェなど多様な設備や機能を備えたタイプから、移動中の短時間利用を狙ったテレワーク専用のボックスまで様々なタイプがあり、首都圏を中心に全国に展開されている。都市部と地域の交流人口増加を目指し、地域の観光地などにも設置されるようになってきている（図表2）。

二 テレワークがもたらす効果

テレワークが普及している理由は、ワーカーにとってワーク・ライフ・バランスのメリットがあるだけでなく、企業にとって

対応必至 金融機関とテレワーク

②テレワークの導入と法的留意点

長谷川俊明法律事務所
 弁護士 弁護士
 前田 智弥 廣田 景祐

一 法的側面と課題

新型コロナウイルスの蔓延、とりわけ、令和2年4月7日付で発出された緊急事態宣言（新型インフルエンザ等対策特別措置法32条1項）により、日本企業の経済活動は大きな転換を迫られた。

緊急事態宣言を受け、各都道府県知事は、住民に対して不要不急の外出を自粛するよう「要請」し（45条1項）、「多数の者が利用する施設」の管理者に対して施設使用の制限や停止を「要請」した（同条2項）。かかる要請に応え、多くの国民が不要不急の外出を避け、多くの企業がテレワークを導入して自社の従業員に自宅での勤務を命じた。

他の業種に比して対面で顧客と接することの多い金融機関も、緊急事態宣言により、業務形態の変更を余儀なくされた。金融庁は、4月13日付で「出勤者7割削減を実現するための要請について（周知）」を発表し、

金融機関に対して出勤者7割削減に取り組むよう要請した。これを受け、多くの金融機関は、営業時間の短縮、窓口対応人数の削減、利用者に対する不要不急の来店を控える旨の要請などにより、出勤者削減に取り組んだようである。

5月25日に緊急事態宣言が全面解除され、2カ月余りが経過したが、日本企業は完全に「通常営業」に戻ったわけではない。西村康稔経済再生担当大臣は、緊急事態宣言解除に先立つ5月21日の記者会見において、緊急事態宣言解除後もテレワークを継続することを求めた。現在もテレワークを継続している企業は存在する。7月に入り1日あたりの感染者数が増加の一途をたどる日が続くなか、緊急事態宣言が再発令される可能性もある。そのため、すでにテレワークを終了させた企業であっても、今後スムーズにテレワークへ移行することができるよう、準備をしておくことが重要である。

暴力団離脱者の預金口座開設の問題について

① 暴力団離脱者の支援とその預金口座開設について

公益財団法人 暴力団追放運動推進都民センター 代表理事
櫻榮 茂樹

一 はじめに

暴力団の取締りに関しては、人を断ち、資金を断ち、物（武器）を断つ、この三本柱を軸に組織の弱体化が図られてきた。なかでも構成員の大量（反復）検挙によって「人を断つ」ことに主力が注がれてきたが、「人を断つ」方法は、検挙一辺倒ではない。一方で暴力団への加入を阻止することが必要であるし、他方で暴力団からの離脱を促していくこともまた、非常に重要なことである。暴力団追放運動推進都民センター（以下、「暴追都民センター」という）では、平成4年（1992年）の設立以来、警視庁をはじめ関係機関・団体ならびに東京の三弁護士会と連携して、「暴力団を離脱する意志を有する者を助けるための活動」（注1）に取り組んできた。本稿では、この取り組みについて紹介したうえで、金融関連業務に携わる方々に承知いただきたい点に触れながら、当面の課題と今後の展望

について述べる。

二 暴追都民センターによる離脱者支援の概要

1 暴力団離脱の支援

世に「親の血をひく兄弟よりも、かたいちぎりの義兄弟」（注2）などとうたわれているが、ひとたび親分・子分・兄弟分の世界に踏み込んだ暴力団員に、離脱の自由などない。一家から抜けることは裏切りであり、時に命が懸かる掟破りなのである。無事離脱を遂げるためには、多くの場合、警察の介入が欠かせない。

支援を求めて暴追都民センターを訪れる「その筋の者」には様々あり、離脱したと自称する者すべてが、きちんと離脱できているわけではない。所属組織との関係が曖昧なままの者、報復を恐れ、逃げ隠れしている者もいる。公益を追求する暴追都民センターが現役の暴力団構成員・準構成員を支援するわけにはいかないの、まず職員（相

暴力団離脱者の預金口座開設の問題について

② 継続就業証明書と「離脱評価に繋がる情報」の情報提供

暴力団離脱支援プロジェクトチーム

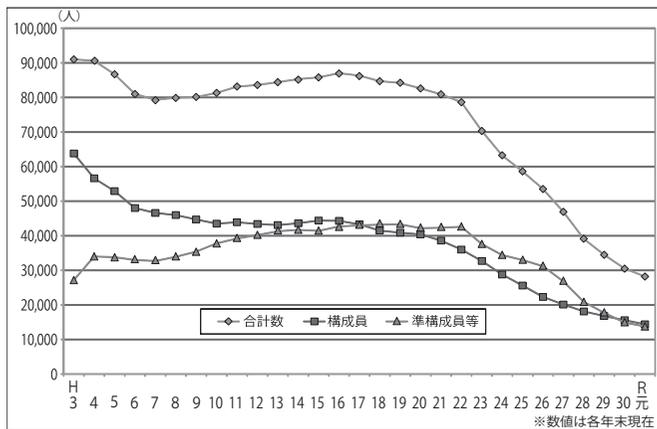
はじめに

暴力団員の組織からの離脱を促進し、その社会復帰を援助するための施策は、警察においても、暴力団総合対策の重要な柱の一つであるとされている（平成31年3月19日警察庁内組暴発第3号「暴力団員の社会復帰対策について」等）。

近年、金融機関を中心とした取引社会における暴力団排除対策が浸透してきている。これにより暴力団が弱体化することとは大いに歓迎すべきことであり、今後その継続が切に望まれるところである。ただ、暴力団の数が減少するということは、暴力団を脱退する者が年々増加する状況にあることを意味している（図表1）。そして、暴力団を形式的に脱退

するだけでなく、一般社会への復帰に向けて相当の覚悟を有している者（以下、「離脱者」という）であっても、後述するとおり、預金口座の新規開設が著しく困難であることには変わりがなく、離脱者に対する社会的制約は、暴力団を辞めたからといって必ずしもなくなるも

【図表1】暴力団構成員等の推移



(出所) 警察庁組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課「令和元年における組織犯罪の情勢【確定値版】」

わかりやすい 相続実務の基礎知識

第1回

顧客から相続発生のお申出があった際の初動対応

虎門中央法律事務所

パートナー弁護士
荒井 隆男
弁護士
湯川 信吾

本連載は、本号から全8回にわたり、金融機関に勤務される概ね1〜3年目の方を対象として、相続業務について迷いなく対応できるよう「相続とは何か」という点から、相続業務につい

て一通りの解説を行うものである。各金融機関においては、相続に関する詳細な手続規程やマニュアルを準備されていると思われるところ、本連載は、そのような手続規程等の補足や理解

の促進を目的の一つとしている。なお、本連載では、平成30年に改正された民法（相続法）に関係する事項も適宜扱うため、この点は4年目以上の方にとつても有益と思われる。

スタートとなる本号は、顧客等から相続が発生したと申出を受けた際に、どのような対応をしなければならぬのか、その際にどのような点に留意すべきかをテーマとして解説していく。

一 相続とは何か

「相続」とは、人の死亡により開始する制度であり、死亡した人（これを「被相続人」という）が保有する財産や債務といった権利義務が、死亡した時点で、包括的に他者に承継されることをいう（民法882条）。「包括的」とは、売買の場合のように対象となる特定の財産が個別に他者へ移転するものではなく、被相続人が作ってきた財産関係（これには、不動産や債

権といった財産のほか債務も含まれる）が原則的に一体となつてすべて承継されることを意味する（民法896条本文）。例外的に、代理権、扶養請求権、財産分与請求権、生活保護法の受給権等被相続人にのみ帰属を認め、それ以外の他者への帰属を認めない権利（これを「帰属上の一身専属権」という）については、相続により他者に承継されないが（民法896条但書）、金融機関の実務においては、これらを考慮すべき場面は限られると思われるため、本連載では割愛する。

このような相続という制度により、被相続人の財産関係を承継する者が相続人である。どのような者に承継をさせるか（被相続人とどのような関係をもつ者を相続人とするか）、また、そのような承継者が複数存在する場合にどのような割合で承継するかは、各国の法律により違いがあり、日本では民法に詳細に規定されている（日本におい